

(定義) 要綱より抜粋

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) スタートアップ 次のいずれかの要件を満たす者をいう。

ア 国、県、市町村、大学等が主催又は、後援するスタートアップイベント等に参加し、表彰などの実績を有すること。

イ 創業にあたり、大学、公設試験研究機関等の研究成果を活用していること。

ウ 創業にあたり、県、県内市町村、県内の事業化支援機関等が実施する事業化支援を受けていること。

エ 大学発スタートアップ又は大学発ベンチャーの認定を受けていること。

オ 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会にVC会員又はCVC会員として登録されている企業・団体等からの出資により、第三者割当増資を行っていること。